

# 不当人事を許さない8か条

人事異動は、教職員や学校全体の教育計画とともに、本人や家族の日常生活にも大きな影響を与えます。県教委は、本人の希望や学校の教育計画を無視した強制人事異動(計画交流人事)を30年以上続けてきました。

希望に反する強制人事や不明朗な人事は、教育活動への教職員の意欲を喪失させます。教職員や家族にとってはもちろん、生徒たちにとっても大変不幸なことです。このような人事異動を許さないために、「不当人事を許さない8か条」が大いに活用されることを願っています。

## 《異動を希望する場合の4か条》

- 1 異動を希望する場合は、「よろしくお願いします」などと校長に白紙委任せず、希望地域、希望校種、異動先での希望教科などをはっきりと伝えるようにしましょう。
- 2 12月上旬には、県教委から『異動希望一覧表』が校長の手に届きます。異動の可能性や相手校へ働きかけた結果などを、校長に聞くようにしましょう。
- 3 1月末で、希望人事は終了します。計画交流該当者でない方でも、この時点で希望を取り下げなければ計画交流に組み込まれます。  
希望を取り下げる場合には、校長に自分の意志を明確に伝えましょう。計画交流該当者でなければ、希望を取り下げれば、その時点で作業は止まります。また、引き続き人事異動を進める場合には、校長に事前の意向打診を必ず行うよう求めましょう。意向打診がありそれを断る場合は、あいまいな返事をせずはっきりと断りましょう。
- 4 計画交流該当者の場合、希望人事が終了した時点で自動的に計画交流に組み込まれます。この時点で、希望を取り下げのかどうかの意志を校長に明確伝え、
  - ①異動を希望しない場合は、本人の希望が「異動を希望しない」に変更になったことを県教委に伝えさせましょう。
  - ②引き続き異動を希望する場合は、必ず事前の意向打診をするよう求めましょう。

## 《異動を希望しない場合の4か条》

- 1 異動を希望しない場合は、「そろそろ転動しないか」等という校長からの肩たたきには、きっぱりと「異動希望はありません」と断り、「異動希望調書」を出さないようにしましょう。
- 2 計画交流該当者の場合は、異動希望がないことをはっきりと伝えるとともに、校長からも県教委に対して「異動させない」ことを具申するよう要求しましょう。また「計画交流該当者の人事調書」については曖昧な表現をせず、希望がないことを明記しましょう。
- 3 計画交流該当者を異動させる場合、県教委は必ず校長に事前の打診をしています。校長は本人に意向打診をすることになっています。節目節目に、県教委からの異動の打診の有無について聞くようにし、打診があった場合にはきっぱり拒否し、校長にも異動を止めるよう意見具申させましょう。そして、分会人対に相談するようにしましょう。
- 4 特別の事情があり、異動できない場合には、遠慮せずその理由をはっきりと校長に文書等も含め伝えるようにしましょう。

－ 人事のことは一人で悩まず、組合役員に遠慮なく相談して下さい －